

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 本市は、この条例の目的を達成するために、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 文化芸術活動を行う機会の充実に関すること。
- (2) 文化芸術活動に係る交流の促進に関すること。
- (3) 高齢者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (4) 障害者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (5) 青少年の文化芸術活動の促進に関すること。
- (6) 文化芸術の担い手の育成に関すること。
- (7) 文化芸術活動に係る情報の収集及び発信に関すること。

(文化芸術振興基本計画)

第9条 本市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「文化芸術振興基本計画」という）を策定するものとする。

- 2 本市は、文化芸術振興基本計画の策定に当たっては、市民、文化芸術団体及び事業者から広く意見を聴き、これを反映するよう十分配慮するものとする。
- 3 本市は、文化芸術振興基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、文化芸術振興基本計画を変更する場合について準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。



2020講演会 in 宇治

令和2年2月8日（土）宇治市文化センター3階第2練習室に於いて、講師に宇治市副市長宇野哲弥氏をお招きして、「文化庁政のこれから」と題して記念の講演会を開催しました。

—講演の概略—

テーマ「宇治と文化芸術」

- ・世界4大文明 メソポタミア、インダス、エジプト、黄河 共通点は大河
- ・宇治市と宇治川 宇治橋と宇治上神社、平等院
- ・宇治の特徴 紫式部と宇治茶
- ・宇治の文化 鶺鴒、フォーラム、宇治マーチ、宇治田楽
- ・芸術がもたらすもの 人々を笑顔にする力、継承されてゆく力、人と人を繋ぐ力、
- ・文化芸術の振興 文化芸術のサイクル→文化力向上→市民の交流を育む→教育と人材育成
- ・宇治のまちづくり 宇治の魅力の向上、特色を生かす、市民一人ひとりが誇りと愛着が持てる町づくり
- ・文化芸術の特徴から町づくり 振興計画の策定、芸術の未来⇒芸術文化協会と市の連携でより文化芸術が成熟した町へ



—宇治のまちづくりには—

—昨日より急に冷え込んだ寒い日、宇治市副市長に「宇治と文化芸術」をテーマにご講演を頂きました。「世界の4大文明の共通点は大河にある」を、宇治の宇治川にたとえ宇治上神社と平等院が文化の源にある。そして鶺鴒・ユーフォニアム・宇治マーチ・宇治田楽の様な文化が生まれた。芸術がもたらすものとしては、人々を笑顔にする力・継承されてゆく力・人と人を繋ぐ力がある。宇治のまちづくりには、宇治の魅力の向上・特色を生かす・市民一人ひとりが誇りと愛着が持てる町にしたい。最後に、芸術文化協会と市の連携により、文化芸術の熟成した町にしたいと結ばれました。